

## 富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証（以下「車検証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）であって、車検証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (2) リース契約 燃料電池自動車の貸主が、当該燃料電池自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車を使用収益する権利を与え、借主が、当該燃料電池自動車の使用料を貸主に支払う契約をいう。
- (3) リース事業者 リース契約その他市長がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池自動車の貸付等を行う者をいう。
- (4) センター補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う燃料電池自動車の導入に要した経費の一部を助成するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施する個人、個人事業者、法人（国、独立行政

法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く。) 又はリース事業者、リース使用者であって、次の各号に掲げるすべての要件に適合するものとする。

(1) 交付申請時において、市内に引き続き1年以上住所又は事務所若しくは事業所を有すること。

(2) 交付申請時において、市税に未納がないこと。

2 前項のリース事業者又はリース使用者が補助事業者となるには、前項各号に掲げるすべての要件に適合する者とリース契約等を締結することを要するものとする。

3 1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）

(2) 法人等であって、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいるもの

(3) リース契約等により、所有する燃料電池自動車を前2号のいずれかに該当する者に使用させるリース事業者

（補助対象自動車の要件）

第4条 補助金の交付の対象となる燃料電池自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) センター補助金の対象となる燃料電池自動車であること。

(2) 別に市が定める期間内に初度登録が行われた自動車であること。

(3) 車検証における使用の本拠の位置及び所有者（立替払い方式ローンによる購入又は申請者がリース事業者及びリース使用者の場合にあっては、使用者）の住所が富山市内であること。

(4) 車検証の自家用・事業用別の欄が「自家用」であること。

(5) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両でないこと。

(6) 申請者がリース事業者である場合、月々のリース料金について、国及び富山県（以下「県」という。）、市からの補助金の額に応じた割合を通常のリース料金から減額して設定すること。

(7) 自動車販売業者への購入代金の支払が完了していること。ただし、ローン購入等、購入代金の全額支払が完了していない場合は、国及び県、市の燃料電池自動車補助金の合計額を超える支払が完了していること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、車両本体の購入に要する費用とし、消費税等は含まない。

2 補助金の額は、1台当たり50万円とする。

3 補助金の交付は、一の個人又は一の法人等につき、1年度1台までとする。ただし、補助事業者がリース事業者の場合は、リース契約等を締結した一の個人又は一の法人等ごとに1年度1台までとする。

4 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（他の補助等との関係）

第6条 この補助金は、国、県その他の団体による金銭の交付、融資その他の補助等を併せて受けることを妨げない。

（交付の申請等）

第7条 規則第19条の規定により、規則第4条の交付の申請及び規則第12条の実績報告の手続きを併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第4条の交付の申請及び規則第12条の実績報告は、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）により、別に市が定める期限までに行うこととし、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお(1)～(8)については、国補助金申請書等の一式に重複するものがある場合、重複分を省略することができる。

(1) 補助対象自動車の購入に係る請求書又は契約書等の写し

- (2) リース事業者又はリース使用者の申請にあつては、補助対象自動車に係るリース契約書の写し
- (3) 補助対象自動車の代金の支払に係る領収書の写し（立替払い方式ローン購入の場合は車両販売会社からクレジット会社等への領収書で申請者名が明記されているもの。集金保証方式ローン購入の場合は今後全額支払うことが明記された契約書の写しおよび約款の写し。）
- (4) 補助対象自動車の車検証の写し
- (5) 市税の納税証明書（リースの場合は所有者、使用者の両方のもの）
- (6) 個人及び個人事業主の申請にあつては、住民票（リース事業者が申請する場合は、使用者のものを含む）
- (7) 法人及びリース事業者の申請にあつては、商業登記簿の履歴事項全部証明書（事業所等登記簿に富山市の住所が記載されない場合は法人所在地記載証明書、リース事業者が申請する場合は使用者のもの、リース使用者が申請する場合は所有者のものを含む）
- (8) リース事業者の申請にあつては、補助対象自動車に係る使用料の算定根拠を示す書類（様式第4号）
- (9) センター補助金の交付申請書及び添付書類一式の写し並びにセンター補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し。ただし、センター補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写しについて交付申請時に受領していない場合は、受領後速やかに提出するものとする。
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の交付申請を先着順に受け付けるものとし、その内容に不備があるときは、当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

3 市長は、提出された交付申請の補助金の額が予算の範囲に達した日又は予算の範囲を超える日をもって申請の受付を停止できるものとし、受付を停止する日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受け付けた申請に係る補助金の交付額の合計が予算を超えない範囲で受け付ける者を決定できる。

( 交付の決定等 )

第 8 条 規則第 1 9 条の規定により、規則第 5 条第 3 項及び規則第 1 3 条の額の確定の手続きを併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第 5 条第 3 項及び規則第 1 3 条の額の確定の通知は、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して必要な条件を付すことができる。

( 補助金の請求 )

第 9 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

( 補助事業者の協力 )

第 1 0 条 補助事業者は、市長から次の各号に掲げる事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(1) 補助対象自動車の使用状況等に関するアンケートの提出

(2) チームとやましへの登録

(3) その他市長が必要と認める事項

( 処分の制限 )

第 1 1 条 補助事業者は、補助対象自動車を新規登録した日から 4 年を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、当該補助対象自動車の処分（譲渡、交換、貸付け（リース事業者が行う場合を除く。）、廃棄、担保に供することその他の補助金の交付目的に反する行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 市長は、前項に規定する事項の遵守状況を確認するため、補助金を交

付した後の年度においても、補助事業者に対し当該補助対象自動車の車検証の写しの提出を求めることができる。

- 3 補助事業者は、第1項の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、処分を承認することと決定したときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象自動車を処分する場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定により補助金の返還を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16.06.10会課第5号、平成16年6月10日付け大臣官房会計課通知）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第10に基づく定率法で算出する。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助事業者が、第3条第3項に該当することが判明したとき。
- (6) 前条第1項の承認を受けないで補助対象自動車を処分したとき。

（補助金の経理）

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。